

## 公害紛争処理制度の特長

公害紛争処理制度は、公害紛争を民事訴訟で争った場合、その解決までに多くの時間と費用が掛かるなど、被害者の救済の面では必ずしも十分でなかったことから生まれた制度です。このため、この制度には民事訴訟に比べ、公害紛争処理機関自らが調査できる、手続が柔軟、費用も少なく済むなど、様々な特長があります。

### 1 専門的知見の活用

公害紛争処理機関における委員の専門的知見を活用することにより、迅速・適正な解決を図ることができます。また、事件によっては、専門的・技術的知見をもつ学識経験者等が専門委員に任命されます。専門委員が提出する意見書等も踏まえて裁定委員会・調停委員会が合議により判断し、裁定等を行います。

### 2 機動的な資料収集・調査を自ら実施

公害紛争処理機関は、因果関係の解明のため、必要に応じて自ら資料の収集、調査を行うことができます。

### 3 迅速な解決

公害等調整委員会では、裁定手続について標準処理期間を設定し、審理の迅速化に努めています。

### 4 低廉な費用

事件の申請手数料が裁判に比べて低く抑えられ（調停の申請手数料は、裁判所の民事調停の約4分の1）、また、必要に応じて行政の費用負担で資料の収集、調査を行うなど、当事者の経済的負担の軽減が図られています。

### 5 柔軟な手続による解決

公害等調整委員会では、当事者の負担軽減を図るため、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用した提出や、審問期日等のウェブ会議方式による出頭ができるようにしています。

また、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地において審問期日等を開催することもあります。

### 6 公害防止対策への反映

公害等調整委員会は関係行政機関の長に対し、都道府県公害審査会は当該都道府県知事に対し、具体的な紛争処理を通じて得られた公害防止に関する施策の改善について意見を述べることにより、公害防止対策に反映させることができます。

### 7 フォローアップ

調停、仲裁又は責任裁定で定められた法律上の義務に不履行があるときには、公害紛争処理機関は、権利者の申出により、当該義務の履行に関する勧告を行うことができます。

また、公害紛争処理機関は、当該義務の履行状況について当事者に報告を求め、又は調査を行うことができます。